

令和4年度

第3回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和4年6月6日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和4年度第3回農業委員会総会を大多喜町役場第1・2会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
- 議案第4号 農業経営基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画について

<報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について

<出席委員> (10名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番委員：加曾利 益弘 | 2番委員：佐川 順一郎 |
| 3番委員：渡邊 さなえ | 4番委員：森 紀久嗣 |
| 5番委員：鈴木 孝一 | 6番委員：井口 峰幸 |
| 7番委員：小高 康熙 | 8番委員：矢代 とみ江 |
| 9番委員：末吉 章二 | 10番委員：渡辺 忠洋 |

<欠席委員> (0名)

<出席職員>

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】鈴木 健司 寺井 絵里

<p>事務局長 (秋山)</p>	<p>開 会 (午後 1 時 5 8 分)</p> <p>本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和 4 年度第 3 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、10 名のご出席をいただいておりますので、農用委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。</p> <p>それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条の規定により渡辺会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>(渡辺会長あいさつ)</p> <p>本日はお忙しい中、令和 4 年度第 3 回総会にご出席ありがとうございます。</p> <p>今年は、日照時間が少なく稲の生育が悪いように思われます。今後どうなるか不安です。</p> <p>5 月 2 6 日に夷隅郡市農業員委員会連合会の総会に出席してきました。雑談の中で 3 条、5 条の申請件数が大多喜町は多いような話でした。また、法律等が改正になったことから業務が増えるような話もあり、デジタル化も国は進めていくような話で、不都合があれば要望等を出していただきたいとのことでした。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。</p> <p>3 番の渡邊委員、5 番の鈴木委員に申し上げます。</p> <p>早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。</p> <p>なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。</p> <p>議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 (寺井)</p>	<p>1 頁をお開きください。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」</p> <p>下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。</p>

番号6。所在・地番：石神古家〇〇。地目：畑。地積：599 m²。義務者：神奈川県伊勢原市岡崎〇〇番地〇〇〇〇氏。権利者：兵庫県神戸市垂水区名谷町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲渡人/現住所に引っ越しした為、耕作困難であり譲受人の希望により譲渡したい。譲受人/譲渡人所有の土地建物を購入し、大戸〇〇番の借地と合わせて新規就農を計画している。権利内容：売買による所有権移転。

番号7。所在・地番：大戸鉄坊〇〇。地目：田。地積：1,210 m²。義務者：大多喜町大戸〇〇番地〇〇〇〇氏。権利者：兵庫県神戸市垂水区名谷町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：。譲渡人/高齢で耕作困難であり譲受人の希望により使用賃借したい。譲受人/譲渡人所有の土地を使用賃借し新規就農を計画している権利内容：売買による所有権移転。

番号8。所在・地番：小土呂塚ノ下〇〇。地目：畑。地積：632 m²。義務者：四街道市和良比〇〇番地〇〇〇〇氏。権利者：大多喜町小土呂〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲渡人/相続をしたが、耕作困難であり譲受人の希望により譲渡したい。譲受人/自作地の隣接地である申請地を取得し規模拡大を図るため。権利内容：使用賃借権設定。

番号9。所在・地番：下大多喜十王部田〇〇。地目：畑。地積：386 m²。義務者：茂原市綱島〇〇番地〇〇〇〇氏。権利者：大多喜町久保〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲渡人/体調を崩して使用困難となり、譲受人の希望により譲渡したい。譲受人/町内の申請地を取得し、規模拡大を図る為。権利内容：売買による所有権移転。

番号10。所在・地番：下大多喜峯越前〇〇。地目：田。地積：46 m²他2筆、合計3筆 578 m²。義務者：長生郡睦沢町上之郷〇〇番地〇〇〇〇氏。権利者：いすみ市松丸字熊野〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲渡人/遊休地であるため。譲受人/農地拡張のため。権利内容：売買による所有権移転。

なお、権利取得後の農業経営の実態につきましては3頁に掲載しております。

事務局からの説明は以上です。

議長
(渡辺会長)

事務局からの説明が終わりました。

番号6番7番につきましては関連があるので、私から合わせてご報告をさせていただきます。

6番は6月3日11時から鈴木委員と申請者代理人の〇〇氏に聞き取りを行い、現地調査を行って来ましたのでご報告いたします。

申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。申請者は県外から引越し、葉物等を栽培し自家消費の他に販売もし

たいとの希望があるとのことでした。問題ないと思われま

す。
7番は6月2日午後1時から申請者代理人の〇〇氏と譲渡人〇〇氏と現地確認をしました。20年位前までは耕作しておりましたが、現在は休耕地となっており草刈り等はされており、すぐに耕作可能な土地でした。

6番と7番の土地で生産をしたいとのことでした。特に問題ないと思います。

ご審議の程お願いいたします。

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

何かご質問はありますか。

渡邊委員
(3番)

6番の現状はどのようになっているのでしょうか。

鈴木委員
(5番)

少し荒れてはいますが、草刈り等を実施すれば問題ないと思われ

小高委員
(6番)

ます。
申請者は大多喜に移住するということですか。

鈴木委員
(5番)

6番の土地の脇に家があるのでそこに移住する予定です。

小高委員
(6番)

トラクターはそこにあるのですか。

事務局
(寺井)

トラクターは購入予定となっております。

小高委員
(6番)

世帯員2名とは誰ですか。

事務局
(寺井)

申請者と妻です。

他にご質問はありますか。

議 場

———— 「なし」の声あり ————

議 長
(渡辺会長)

それでは特にご質問がないようですので、番号に6ついて許可することとしてご異議ございませんか。

議 場

———— 「異議なし」の声あり ————

議 長

異議なしと認め、番号6につきましては許可することで決定い

(渡辺会長)	たします。
議 場	<p>番号に7ついて許可することとしてご異議ございませんか。</p> <p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>異議なしと認め、番号7につきましては許可することで決定いたします。</p>
矢代委員 (9番)	<p>番号8番については、矢代委員が現地調査を担当されたので報告をお願いします。</p> <p>6月3日午前中に代理人に聞き取りし現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>申請地は道路から2m程度高い位置にあります。現況は梅が植えられており綺麗に管理されております。義務者の方が管理しておりますが、耕作困難のため権利者の畑が隣接しているため購入してもらいたいとのことでした。</p> <p>権利者は梅の加工も出来るとのことでした。特に問題ないと思います。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
小高委員 (6番)	<p>申請者は、稲作もやっているのですか。</p>
矢代委員 (9番)	<p>農業経営をしております。</p>
佐川委員 (2番)	<p>自作地の隣接地とはどこの土地ですか。</p>
矢代委員 (9番)	<p>〇〇番地の土地です。</p> <p>※航空写真にて説明。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>他にご質問はありますか。</p>
議 場	<p>———— 「なし」の声あり ————</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号に8ついて許可することとしてご異議ございませんか。</p>

議 場	<p style="text-align: center;">———— 「異議なし」の声あり ————</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>異議なしと認め、番号8につきましては許可することで決定いたします。</p>
末吉委員 (10番)	<p>番号9番については、末吉委員が現地調査を担当されたので報告をお願いします。</p>
	<p>6月2日9時頃に現地調査を行ってきましたので報告します。申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。隣は住宅が建っており、反対側は畑、裏は山林となっております。</p>
	<p>申請地は畑となっておりますが、現況は保全管理されており特に問題ないと思います。</p>
	<p>ご審議の程お願いいたします。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
小高委員 (6番)	<p>申請者は、購入し何を作付けするのでしょうか。</p>
事務局 (寺井)	<p>そら豆を作付けする予定です。</p>
議 場	<p>他にご質問はありますか。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p style="text-align: center;">———— 「なし」の声あり ————</p>
議 場	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号9について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p style="text-align: center;">———— 「異議なし」の声あり ————</p>
	<p>異議なしと認め、番号9につきましては許可することで決定いたします。</p>
	<p>番号10番については、末吉委員が現地調査を担当されたので報告をお願いします。</p>
末吉委員 (10番)	<p>6月3日10時頃に現地調査を行ってきましたので報告します。</p>

	申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は保全管理されており特に問題ないと思います。
議 長 (渡辺会長)	説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。
小 高 委 員 (6 番)	申請者は、新しい農事組合法人で畑をやっていると思うのですが、今回は稲作をやるのですか。
事 務 局 (寺 井)	ハーブ類、リーフレタス、葉野菜を中心に作付けしたいと考えているようです。今回は農地法 3 条のみの申請ですが、大多喜町で初となりますが、農地法 5 条の一時転用で営農型の太陽光発電を設置したいとの相談を受けております。
小 高 委 員 (6 番)	ゆくゆくはソーラーシェアリングを考えているということですね。申請者は若い人なので、農業委員として期待を持って新しい取り組みなので応援してあげたいと思います。
議 長 (渡辺会長)	農業法人は何人くらいいるのですか。
小 高 委 員 (6 番)	4 人位だったと思います。
議 長 (渡辺会長)	他にご質問はありますか。
議 場	———— 「なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	それでは特にご質問がないようですので、番号 10 について許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 10 につきましては許可することで決定いたします。
	議案第 1 号については以上です。 続きまして議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	4 頁をご覧ください。 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」下記のとおり、農地法第 5 条の規定による転用の許可申請があったので、その

	<p>可否について意見を求める。</p> <p>番号5-6。所在・地番：板谷川崎〇〇番。地目：畑。地積 297㎡。農地種別：2種。農用地区域：外。権利者：市原市青葉台〇〇番地〇〇〇〇。義務者：御宿町岩和田〇〇番地〇〇〇氏。事由：現在市原市に居住しながら葛藤のキャンプ場を運営しているが、保健所の指導により、キャンプ場の利用者がいる時は、車で15分以内でアクセスできる場所に居住している必要があり、隣地（板谷349番1）の土地、建物と一体で申請地を取得し、駐車場用地として使用したい。埋立等を行わず、整地し砂利を敷設する。転用を伴う所有権移転。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>番号5-6につきましては森委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。</p>
<p>森委員 (4番)</p>	<p>6月1日の9時30分に譲受人の代理人及び事務局の立会いにより現地調査を行って参りましたのでご報告いたします。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。</p> <p>申請地は、休耕地となっており草刈り等はされており綺麗になっておりました。隣接者からの同意も得ているので、問題ないと思われます。ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>佐川委員 (2番)</p>	<p>申請地の周りには農業施設はないとなっておりますが、周辺には畑等がありますが、耕作をしていないということでしょうか。</p>
<p>森委員 (4番)</p>	<p>休耕地となっております。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p> <p>議場</p>	<p>他にご質問はありますか。</p> <p>———— 「なし」の声あり ————</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p> <p>議場</p>	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号5-3について許可することとしてご異議ございませんか。</p> <p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>

<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、番号 5-6 につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>続きまして議案第 3 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」を議題といたします。 それでは事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>5 頁をご覧ください。</p> <p>議案第 3 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」</p> <p>下記のとおり農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願があったので、その可否について意見を求める。</p> <p>番号 1。所在・地番：下大多喜鍛冶畑前〇〇番。登記地目：田。変更地目：宅地。地積：495 ㎡。農地種別：1 種。農用地区域：外。権利者：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：昭和 49 年 9 月 30 日に住居を新築し、現在まで宅地として使用していたため、現況に合わせて地目を変更したいため。</p> <p>番号 2。所在・地番：大戸杉谷〇〇番。登記地目：田。変更地目：山林。地積：128 ㎡。農地種別：2 種。農用地区域：外。権利者：八千代市八千代台北〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：平成 19 年 2 月の相続時から既に山林の状態であったため、現況に合わせて地目を変更したいため。</p> <p>番号 3。所在・地番：久我原高根〇〇番。登記地目：田。変更地目：山林。地積：608 ㎡。農地種別：2 種。農用地区域：外。権利者：船橋市高野台〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：平成 30 年 2 月の相続時から既に山林の状態であったため、現況に合わせて地目を変更したいため。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>番号 1 につきましては末吉委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。</p>
<p>末 吉 委 員 (1 0 番)</p>	<p>6 月 2 日の 9 時 30 分に現地調査を行って参りましたのでご報告いたします。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。</p> <p>昭和 4 9 年から住んでおり、現況に合わせて地目変更をしたいとのことなので、特に問題はないと思います。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>

議 長 (渡辺会長)	説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。
議 場	—— 「なし」の声あり ——
議 長 (渡辺会長)	それではご質問がないようですので、番号1について非農地判断して証明することとしてご異議ございませんか。
議 場	—— 「異議なし」の声あり ——
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号1につきましては前述のとおり決定いたします。
	番号2、3につきましては私と鈴木委員が現地調査を担当しましたので一括してご報告をします。
	5月30日の午後2時に私と鈴木委員、事務局2名、申請代理人と現地調査を行って参りましたのでご報告いたします。
	申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。
	2番は、昭和35年頃までは稲作を行っていたが、その後杉を植林しており、農地として耕作することは不可能と判断しました。
	3番は、雑木が生い茂っておりいつからなったのかは不明ですが農地として耕作することは不可能と判断しました。
	ご審議の程お願いいたします。
	ご質問のある方は発言をお願いいたします。
議 場	—— 「なし」の声あり ——
議 長 (渡辺会長)	それではご質問がないようですので、番号2、3について非農地判断して証明することとしてご異議ございませんか。
議 場	—— 「異議なし」の声あり ——
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号1につきましては前述のとおり決定いたします。
	続きまして議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。
	それでは事務局から説明をお願いいたします。

事務局
(寺井)

7頁をご覧ください。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。

1. 大多喜町農用地利用集積計画(案)：別添のとおり
2. 公告を予定する日：令和4年6月8日

整理番号 4-22。①利用権を設定する土地・利用権の条件：小土呂山王堀〇〇番。地目：田。地積 2418 m²。利用計画：畑として利用。借賃：26,500 円。②利用権設定の期間：5年0か月。期間開始の日/令和4年6月7日から。期間満了の日/令和9年6月6日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：埼玉県さいたま市緑区中尾〇〇番地〇〇〇氏。借受者：東金市大沼田〇〇番地〇〇〇氏。更新の案件です。

なお、権利取得後の農業経営の状況につきましては、次頁に掲載してあるとおりとなります。議案第4号についての事務局からの説明は以上です。

議長
(渡辺会長)

事務局からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

小高委員
(6番)

遠方に居住しているのですが大丈夫なのでしょうか。

事務局
(寺井)

以前町内に居住していたので問題ないと思います。

小高委員
(6番)

本当に耕作は可能なのでしょうか。

事務局
(寺井)

通作距離で考えると問題ないと思います。

議長
(渡辺会長)

他にご質問のある方はいらっしゃいますか。

議場

—— 「なし」 の声あり ——

議長
(渡辺会長)

ご質問がないようですので、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

議 場	<p style="text-align: center;">———— 「異議なし」の声あり ————</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>異議なしと認め、原案のとおり決定することとします。 議案第 4 号については以上です。 議件は以上でございます。</p>
	<p>それでは議事日程 5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局 (寺 井)	<p>報告第 1 号をご覧ください。 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出について」</p>
	<p>下記のとおり、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出があったので報告する。 番号 4-6。所在・地番：下大多喜和田脇〇〇番。地目：畑。地積：310 m²他 5 筆で合計 6 筆 7,311 m²。登記原因・日付：相続・令和 4 年 4 月 26 日。権利者：茂原市長尾〇〇番地〇〇〇〇氏。</p>
	<p>番号 4-7。所在・地番：田代下野〇〇番。地目：田。地積：119 m²他 17 筆で合計 18 筆 7,450 m²。登記原因・日付：相続・令和 4 年 4 月 28 日。権利者：大多喜町田代〇〇番地〇〇〇氏。</p>
	<p>報告第 1 号は以上です</p>
	<p>報告第 2 号「農地の転用事実に関する照会について」 下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。</p>
	<p>番号 1。所在・地番：森宮字宮古〇〇番。地目：畑。地積：49 m²。変更登記地目：山林。登記原因・日付：地目変更/昭和年月日不詳。所在・地番：森宮字宮古〇〇番。地目：畑。地積：241 m²。変更登記地目：宅地。登記原因・日付：地目変更/昭和年月日不詳。</p>
	<p>令和 4 年 4 月 13 日現地調査。照会地森宮〇〇番の現況は、針葉樹が筆一面に生えていた。樹齢は推定数十年と見られ、通常農家が保有する耕作機械では農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。 照会地森宮〇〇番は、国土調査実施済みの杭が打たれており、現況は、元所有者の居宅が建てられ、庭木(楨)が植栽されていた。これらの状況から、照会地は宅地として一体的に利用されていたと考えられるため、農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：千葉市中央区中央〇〇番地〇〇〇〇氏。</p>
	<p>番号 2。所在・地番：下大多喜字長澤〇〇番。地目：畑。地積：1,014 m²、変更登記地目：山林。登記原因・日付：地目変更/年月</p>

日不詳。令和4年4月13日現地調査。照会地下大多喜〇〇番の現況は、筆一面に竹や雑木が繁茂していた。照会地の南側には一筆原野を挟んで川が流れており、大水の際などは農地が水に浸かりやすく、耕作には適さない場所である事から、農地への復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号3。所在・地番：下大多喜字峯越前〇〇番。地目：田。地積：37㎡、変更登記地目：宅地。登記原因・日付：地目変更/年月日不詳。令和4年4月21日現地調査。照会地下大多喜〇〇番の現況は、境界杭が打たれており、奥の宅地への進入路の一部となっており、奥の宅地と明らかに一体として使用されていた形跡があった。奥の宅地も現況課税されていることから、農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：長生郡睦沢町上之郷〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号4。所在・地番：森宮字境原〇〇番。地目：田。地積：991㎡他3筆、合計4筆2,941㎡。変更登記地目：雑種地。登記原因・日付：地目変更/平成年月日不詳。令和4年4月13日現地調査。照会地森宮〇〇番の現況は、筆の北側にトラックの板金工場が建ち、筆の残りの部分は一面に資材が置かれていた。この土地を20年ほど前から借りている方に話を伺うと、現況が変化したのは平成10年頃からのことであり、現在まで20年以上が経過しているため、農地への復元は困難と判断し、非農地として回答した。

照会地森宮〇〇番、同字〇〇番は筆一面に資材が置かれ、一部分は通路として使用されていた。申請代理人によると昭和の末頃から平成のはじめ頃から現況が変化していたとの事であり、現在まで20年以上が経過しているため、農地への復元は困難と判断し、非農地として回答した。

照会地森宮〇〇番の現況は、タケが筆一面に生え、筆の付近まで直接降りて確認できないほど生い茂っていた。このため、農地としての復元は困難であると判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：千葉市中央区中央〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号5。所在・地番：船子字牛草〇〇番。地目：田。地積：224㎡、変更登記地目：山林。登記原因・日付：地目変更/年月日不詳。令和4年4月13日現地調査。照会地船子〇〇番の現況は、伐採後の切り株が筆の大部分を占めており、通常農家の保有する耕作機械では農地への復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：千葉市中央区中央〇〇番地〇〇〇〇氏。

報告第2号は以上です

報告第3号「農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について」下記のとおり、農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届

	<p>出の提出があったので報告する。 所在・地番：面白宮ノ前〇〇番。地目：田。地積：535 m²他 1 筆合計 2 筆 727 m²。転用の目的に係る施設、建築面積及び数量：農業用物置 10.5 m² 1 棟、農業用便所 12.5 m² 1 棟。木更津市清見台東〇〇番地 〇〇〇〇氏。工事期間 令和4年5月25日から令和4年5月31日まで</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>報告事項は以上となります。</p> <p>以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思いま す。 前回保留としておりました案件については、許可相当としたの で報告します。 続きまして議事日程6「その他」に入ります。 事務局から何かございますか。</p>
<p>事 務 局 (鈴木)</p>	<p>特にございませぬ。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>他に意見がないようなので以上をもちまして議長の職を解かせ ていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
<p>事 務 局 長 (秋山課長)</p>	<p>以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。</p>
	<p>閉 会 (午後4時11分)</p>

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年6月6日

議長

渡辺 忠洋

署名委員

鈴木 孝一

署名委員

渡邊 さゆ